

令和2年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	11	3～6行目	また、令和2年の割合について、令和元（2019）年と比較すると、多くの業種で減少しているが、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「医療，福祉」では減少幅が <u>0.5ポイントと小さく</u> 、「金融業，保険業」では微増している（第1-12図）。	また、令和2年の割合について、令和元（2019）年と比較すると、多くの業種で減少しているが、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「医療，福祉」では減少幅が <u>0.5ポイント</u> 、「 <u>公務</u> 」では <u>0.1ポイントと小さく</u> 、「金融業，保険業」では微増している（第1-12図）。
2	19	12～13行目	女性では、「情報通信業」は1～3月、11～12月、「教育，学習支援業」は <u>2月、7～9月</u> の各月で前年を上回った（第1-23図）。	女性では、「情報通信業」は1～3月、11～12月、「教育，学習支援業」は <u>1～2月、7～9月</u> の各月で前年を上回った（第1-23図）。
3	27	1～5行目	女性について、令和元年（平成31年）、令和2年の月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別にみると、・・・「公務（他に分類されるものを除く）」では <u>7月、10～11月</u> の各月で前年を上回った（第1-28図）。	女性について、令和元年（平成31年）、令和2年の月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別にみると、・・・「公務（他に分類されるものを除く）」では <u>1月、7月、10～11月</u> の各月で前年を上回った（第1-28図）。
4	62	第1－8表	別添1参照	
5	68	第1－15表	別添2参照	
6	71	第1－18表	別添3参照	
7	85	第3－3図	別添4参照	
8	86	1～4行目	脳・心臓疾患の令和元（2019）年度の状況をみると、受理件数は45件（平成30（2018）年度58件）であり、認定件数は <u>25件</u> （同14件）となっている。職種別では、受理件数について、 <u>義務教育学校職員以外の教育職員は10件（同6件）、次いで警察職員は9件（同9件）</u> などとなっており、・・・	脳・心臓疾患の令和元（2019）年度の状況をみると、受理件数は45件（平成30（2018）年度58件）であり、認定件数は <u>24件</u> （同14件）となっている。職種別では、受理件数について、 <u>義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員及び警察職員はそれぞれ9件（同16件、同6件及び同9件）、次いで消防職員及びその他の職員（一般職員等）はそれぞれ8件（同5件及び同19件）</u> などとなっており、・・・
9	86	第3－5表	別添5参照	
10	87	第3－6表	別添6参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	87	第3-7表	別添7参照	
12	88	第3-8表	別添8参照	
13	89	2~5行目	職種別では、受案件数について、その他の職員（一般職員等）は76件（同72件）、次いで義務教育学校職員は23件（同27件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は24件（同10件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は14件（同1件）となっている（第3-9表）。	職種別では、受案件数について、その他の職員（一般職員等）は73件（同71件）、次いで義務教育学校職員は24件（同28件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は24件（同9件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は13件（同1件）となっている（第3-9表）。
14	89	第3-9表	別添9参照	
15	119	第1-1-18図	別添10参照	
16	129	第1-2-1図	別添11参照	
17	137	1~7行目	企業調査結果によると、長時間労働・所定外労働が生じる理由は、スーパーバイザー等では「予定外の仕事が発生的に発生するため」（16.6%）が最も多く、次いで「仕事の繁閑の差が大きい」（15.0%）、「業務量が多い」（11.6%）であった。店長では「仕事の繁閑の差が大きい」（42.7%）が最も多く、次いで「予定外の仕事が発生的に発生するため」（36.0%）、「人員が不足しているため」（31.3%）であった。店舗従業員では「仕事の繁閑の差が大きい」（53.7%）が最も多く、次いで「人員が不足しているため」（38.2%）、「顧客対応が長引くため」（33.2%）であった（第1-2-11図）。	企業調査結果によると、長時間労働・所定外労働が生じる理由は、スーパーバイザー等では「予定外の仕事が発生的に発生するため」（16.6%）が最も多く、次いで「仕事の繁閑の差が大きい」（15.0%）、「業務量が多い」（11.6%）であった。店長では「仕事の繁閑の差が大きい」（25.0%）が最も多く、次いで「予定外の仕事が発生的に発生するため」（21.1%）、「人員が不足しているため」（18.3%）であった。店舗従業員では「仕事の繁閑の差が大きい」（27.9%）が最も多く、次いで「人員が不足しているため」（19.8%）、「顧客対応が長引くため」（17.2%）であった（第1-2-11図）。
18	137	第1-2-11図	別添12参照	
19	144	第1-2-19図	店長（n=375）	店長（n=357）
20	145	3~5行目	また、性・年代別にみると、・・・男性20歳以下では25.0%となっており、女性20歳以下では14.4%となっている（第1-2-21図）。	また、性・年代別にみると、・・・男性20歳代以下では25.0%となっており、女性20歳代以下では14.4%となっている（第1-2-21図）。
21	146	第1-2-21図	別添13参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
22	150	1～4行目	企業調査によると、過重労働防止に向けて実施している取組は、「週1日（以上）の定休日の設定」 <u>（33.7%）</u> が最も多く、 <u>次いで「安全面・健康面に配慮したゆとりのあるシフト編成」（33.6%）</u> 、「 <u>休憩時間の確保の促進</u> 」（32.6%）であった（第1-2-26図）。	企業調査によると、過重労働防止に向けて実施している取組は、「週1日（以上）の定休日の設定」 <u>（51.5%）</u> が最も多く、 <u>次いで「休憩時間の確保の促進」（51.2%）、「休日の振替又は代休（代償休日）の付与」（40.6%）</u> であった（第1-2-26図）。
23	150	第1-2-26図	別添14参照	
24	258	エ① 1～2行目	各地方公共団体に対し、「令和2年度働き方改革推進強化月間について」（令和2年6月29日総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、・・・	各地方公共団体に対し、「令和2年度働き方改革推進強化月間について」（令和2年6月29日総務省自治行政局公務員部公務員課長・女性活躍・人材活用推進室長通知）を発出し、・・・
25	268	コラム12 7行目	・・・受けた <u>バワハラ</u> の内容が・・・	・・・受けた <u>パワハラ</u> の内容が・・・

誤

第 1-8 表 令和 2 年度脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

			(件)
	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	58 (1) 〈 22 (1) 〉
2	販売従事者	商品販売従事者	19 (2) 〈 7 (1) 〉
3	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	14 (0) 〈 6 (0) 〉
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 (1) 〈 0 (0) 〉
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	10 (1) 〈 4 (0) 〉
6	生産工程従事者	機械整備・修理従事者	8 (0) 〈 2 (0) 〉
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	7 (2) 〈 2 (0) 〉
8	事務従事者	一般事務従事者	5 (1) 〈 1 (0) 〉
9	建設・採掘従事者	電気工事従事者	5 (0) 〈 1 (0) 〉
10	車務従事者	営業・販売車務従事者	4 (0)

正

第 1-8 表 令和 2 年度脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

			(件)
	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	58 (1) 〈 22 (1) 〉
2	販売従事者	商品販売従事者	19 (2) 〈 7 (1) 〉
3	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	14 (0) 〈 6 (0) 〉
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 (1) 〈 0 (0) 〉
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	10 (1) 〈 4 (0) 〉
6	生産工程従事者	機械整備・修理従事者	8 (0) 〈 2 (0) 〉
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	7 (2) 〈 2 (0) 〉
8	事務従事者	一般事務従事者	5 (1) 〈 1 (0) 〉
8	建設・採掘従事者	電気工事従事者	5 (0) 〈 1 (0) 〉
10	車務従事者	営業・販売車務従事者	4 (0)

誤

第 1-15
表

令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	275 (200) 〈 4 (3) 〉
2	医療，福祉	医療業	209 (161) 〈 6 (2) 〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	101 (26) 〈 8 (1) 〉
4	情報通信業	情報サービス業	76 (28) 〈 9 (1) 〉
5	卸売業，小売業	その他の小売業	69 (40) 〈 1 (0) 〉
6	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	67 (25) 〈 2 (1) 〉
7	教育，学習支援業	学校教育	57 (35) 〈 3 (0) 〉
8	建設業	総合工事業	52 (13) 〈 7 (0) 〉
9	製造業	輸送用機械器具製造業	51 (11) 〈 9 (0) 〉
10	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	51 (21) 〈 5 (1) 〉

正

第 1-15
表

令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

			(件)
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	275 (200) 〈 4 (3) 〉
2	医療，福祉	医療業	209 (161) 〈 6 (2) 〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	101 (26) 〈 8 (1) 〉
4	情報通信業	情報サービス業	76 (28) 〈 9 (1) 〉
5	卸売業，小売業	その他の小売業	69 (40) 〈 1 (0) 〉
6	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	67 (25) 〈 2 (1) 〉
7	教育，学習支援業	学校教育	57 (35) 〈 3 (0) 〉
8	建設業	総合工事業	52 (13) 〈 7 (0) 〉
9	製造業	輸送用機械器具製造業	51 (11) 〈 9 (0) 〉
9	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	51 (21) 〈 5 (1) 〉

誤

第 1-18
表

令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	323 (218) 〈 16 (4) 〉
2	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	136 (94) 〈 4 (3) 〉
3	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	127 (117) 〈 3 (1) 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	122 (84) 〈 4 (1) 〉
5	販売従事者	営業職業従事者	112 (43) 〈 14 (1) 〉
5	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	107 (14) 〈 3 (0) 〉
7	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	82 (60) 〈 0 (0) 〉
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	79 (25) 〈 6 (1) 〉

正

第 1-18
表

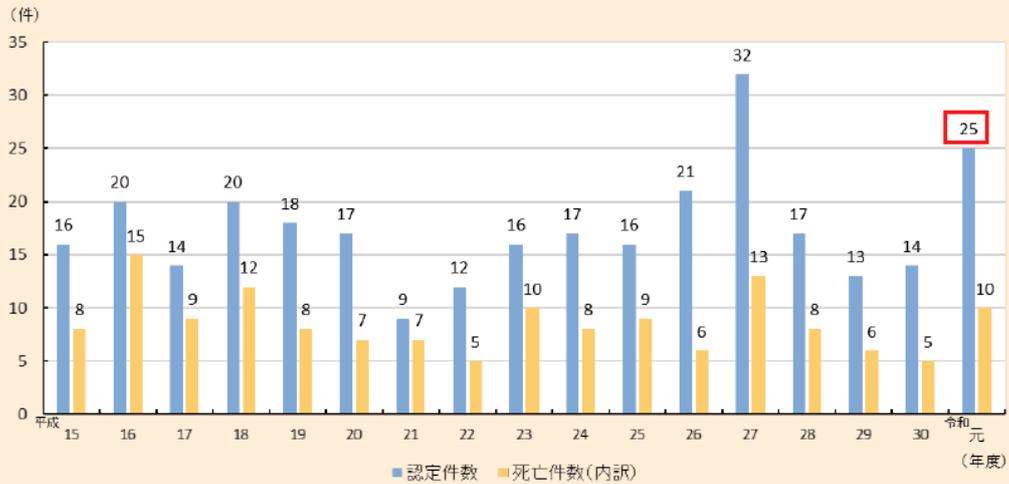
令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	323 (218) 〈 16 (4) 〉
2	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	136 (94) 〈 4 (3) 〉
3	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	127 (117) 〈 3 (1) 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	122 (84) 〈 4 (1) 〉
5	販売従事者	営業職業従事者	112 (43) 〈 14 (1) 〉
6	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	107 (14) 〈 3 (0) 〉
7	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	82 (60) 〈 0 (0) 〉
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	79 (25) 〈 6 (1) 〉

誤

第 3-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



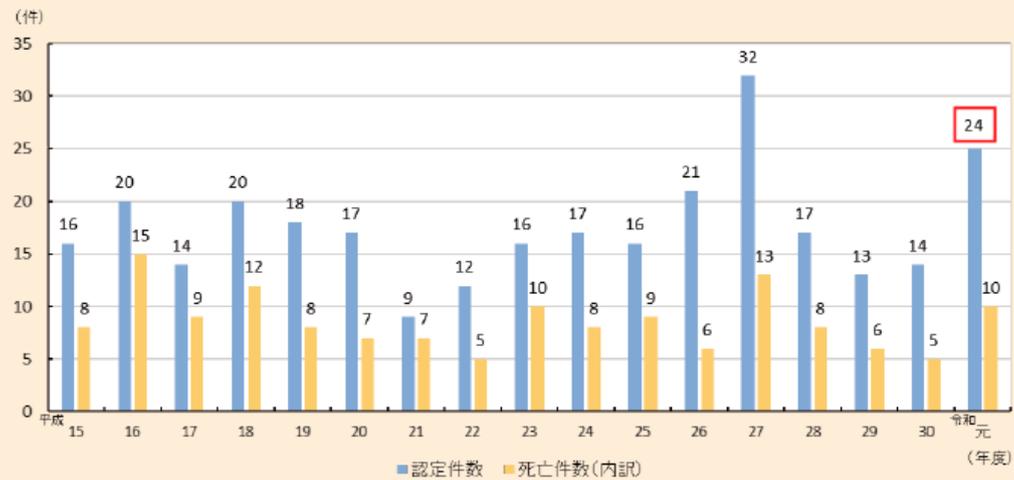
(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

正

第 3-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

誤

第3-5表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成30年度				令和元年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員		16	7	7	3	8	3	9	4
義務教育学校職員以外の教育職員		6	2	2	1	10	1	6	2
警察職員		9	4	1	0	9	1	4	2
消防職員		5	0	0	0	8	1	1	0
電気・ガス・水道事業職員		2	1	0	0	1	1	1	0
運輸事業職員		1	1	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員		0	0	0	0	1	0	0	0
船員		0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員(一般職員等)		19	6	4	1	8	2	4	2
合 計		58	21	14	5	45	9	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

正

第3-5表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成30年度				令和元年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員		16	7	7	3	9	3	9	4
義務教育学校職員以外の教育職員		6	2	2	1	9	1	6	2
警察職員		9	5	1	0	9	1	4	2
消防職員		5	0	0	0	8	1	1	0
電気・ガス・水道事業職員		2	1	1	0	1	1	1	0
運輸事業職員		1	1	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員		0	0	0	0	1	0	0	0
船員		0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員(一般職員等)		19	6	3	1	8	2	3	2
合 計		58	22	14	5	45	9	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

誤

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢	年 度	平成30年度				令和元年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～ 29 歳	2	0	3	1	3	0	2	0
30	～ 39 歳	10	3	2	0	5	0	6	3
40	～ 49 歳	14	4	6	4	15	3	5	2
50	～ 59 歳	29	14	3	0	20	4	11	5
60	歳 以 上	3	0	0	0	2	2	1	0
合	計	58	21	14	5	45	9	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢	年 度	平成30年度				令和元年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～ 29 歳	2	0	3	1	3	0	2	0
30	～ 39 歳	10	3	2	0	5	0	6	3
40	～ 49 歳	14	4	6	4	15	3	5	2
50	～ 59 歳	29	15	3	0	20	4	11	5
60	歳 以 上	3	0	0	0	2	2	0	0
合	計	58	22	14	5	45	9	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 3-7 表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

区 分	年 度	(件)			
		平成30年度		令和元年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	3	2
20時間以上～40時間未満		0	0	1	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	2	1
80時間以上～100時間未満		1	0	5	1
100時間以上		12	4	14	6
その他		1	1	0	0
合 計		14	5	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

正

第 3-7 表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

区 分	年 度	(件)			
		平成30年度		令和元年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	1	1
20時間以上～40時間未満		0	0	1	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	2	1
80時間以上～100時間未満		1	0	5	1
100時間以上		12	4	14	6
その他		1	1	1	1
合 計		14	5	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

誤

第 3-8 表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数

(件)

区 分	年 度	平成30年度		令和元年度	
			うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員		13	5	25	10
常 勤 的 非 常 勤 職 員		1	0	0	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		0	0	0	0
合 計		14	5	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 2 号に定める職員である。

3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 号に定める職員である。

正

第 3-8 表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数

(件)

区 分	年 度	平成30年度		令和元年度	
			うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員		13	5	24	10
常 勤 的 非 常 勤 職 員		1	0	0	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		0	0	0	0
合 計		14	5	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 2 号に定める職員である。

3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 号に定める職員である。

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
	受理件数	うち死亡	認定件数	うち死亡	受理件数	うち死亡	認定件数	うち死亡
義務教育学校職員	27	4	1	0	23	1	8	1
義務教育学校職員以外の教育職員	15	3	1	0	20	0	14	7
警察職員	6	0	0	0	15	7	1	0
消防職員	7	0	0	0	14	3	5	1
電気・ガス・水道事業職員	3	1	1	0	3	0	1	0
運輸事業職員	1	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	0	0	0	0	1	0	1	0
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員(一般職員等)	72	9	10	2	76	11	24	8
合 計	131	17	13	2	153	22	54	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
	受理件数	うち死亡	認定件数	うち死亡	受理件数	うち死亡	認定件数	うち死亡
義務教育学校職員	28	4	1	0	24	1	9	1
義務教育学校職員以外の教育職員	14	3	1	0	22	1	13	7
警察職員	6	0	0	0	15	7	1	0
消防職員	7	0	0	0	14	3	5	1
電気・ガス・水道事業職員	3	1	2	0	3	0	1	0
運輸事業職員	2	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	0	0	0	0	1	0	1	0
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員(一般職員等)	71	9	9	2	73	10	24	8
合 計	131	17	13	2	153	22	54	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

- P119

誤

第 1-1-18 図 パワーハラスメントの有無（性・年代別）（運送業・労働者調査）



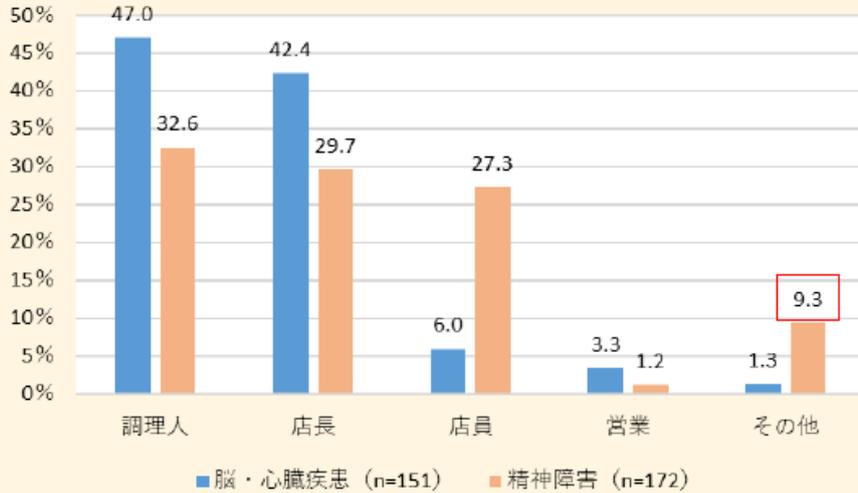
正

第 1-1-18 図 パワーハラスメントの有無（性・年代別）（運送業・労働者調査）



誤

第 1-2-1 図 職種別にみた外食産業事案数の割合

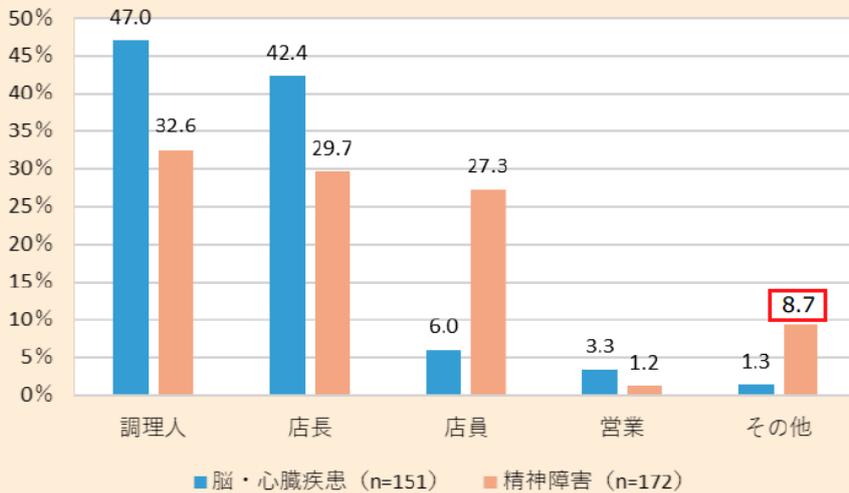


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和 2 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」をもとに作成

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-2-1 図 職種別にみた外食産業事案数の割合

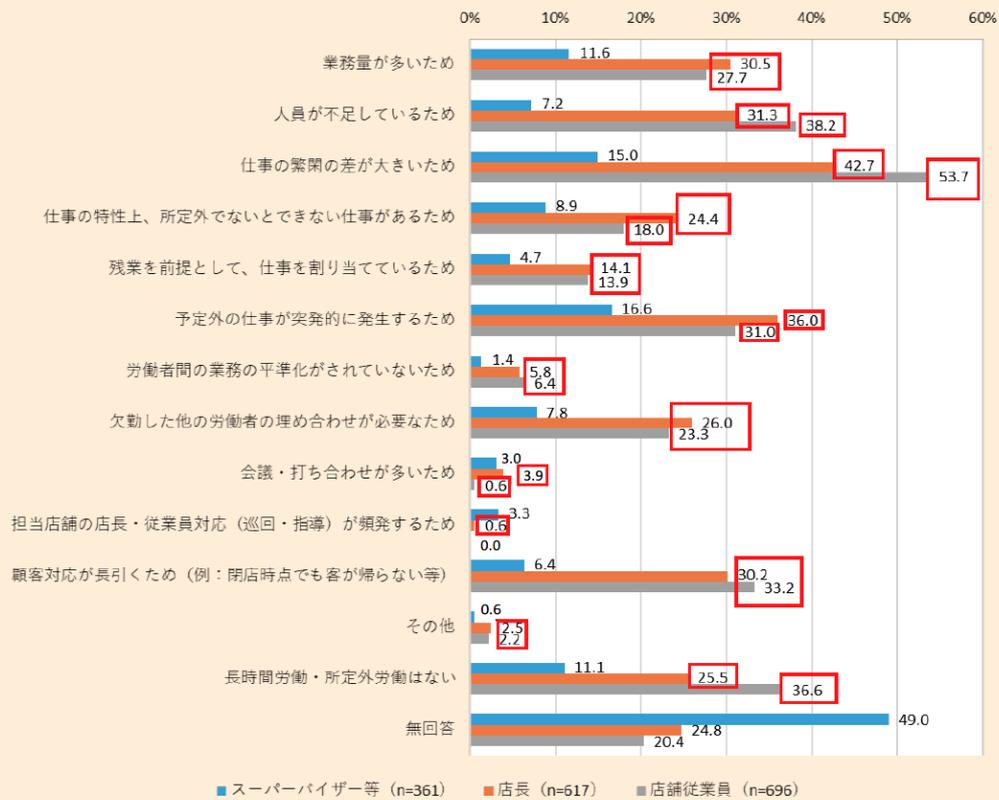


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和 2 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」をもとに作成

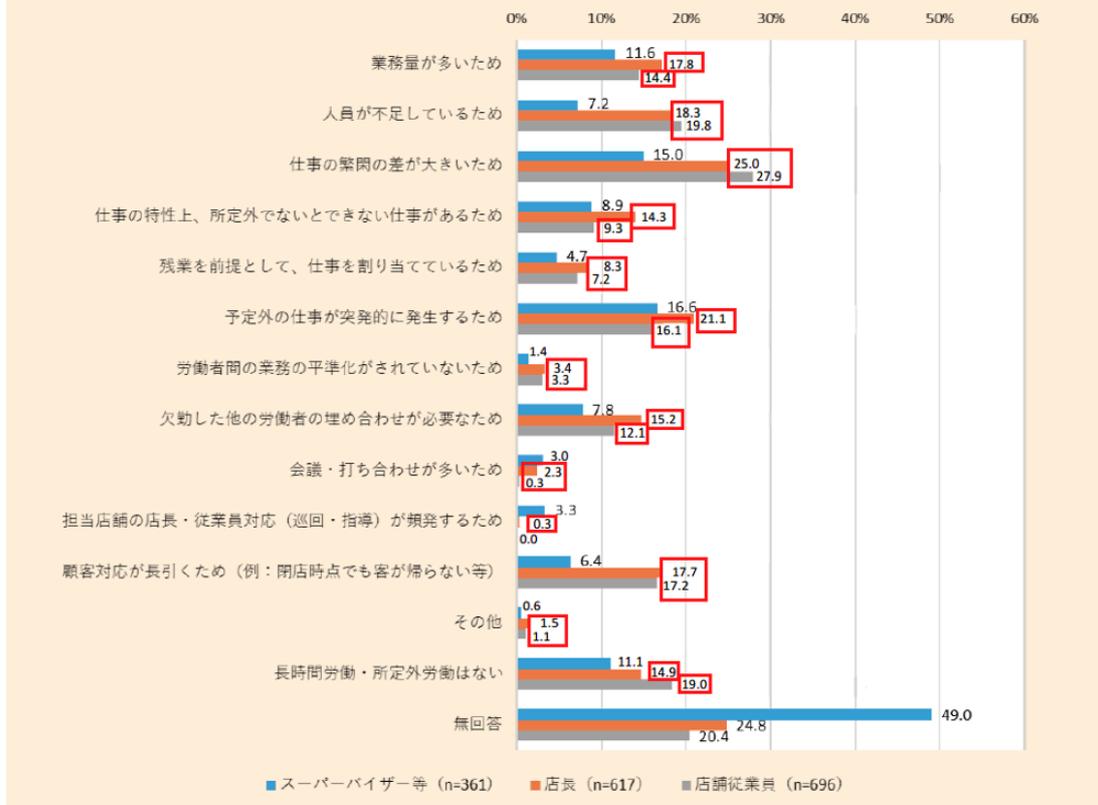
(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

誤

第 1-2-11 図 長時間労働・所定外労働が生じる理由（外食産業・企業調査）

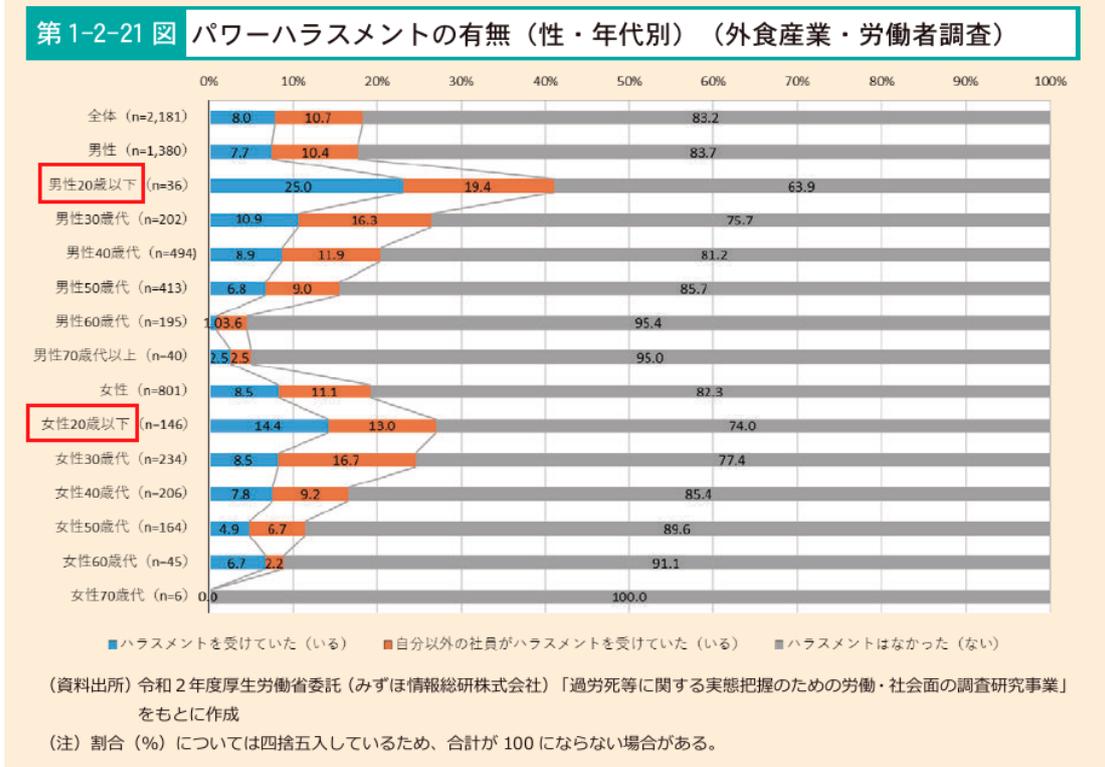


第 1-2-11 図 長時間労働・所定外労働が生じる理由（外食産業・企業調査）

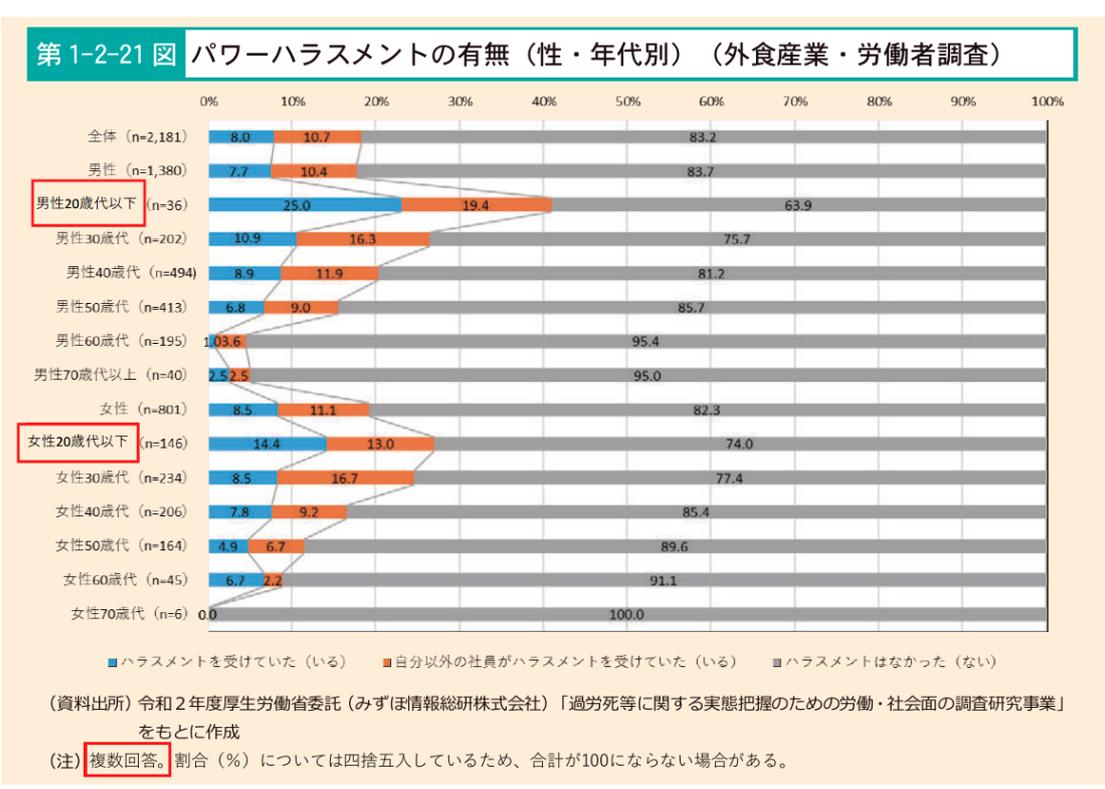


・ P146

誤



正



誤

第 1-2-26 図 過重労働の防止に向けて実施している取組（複数回答）（外食産業・企業調査）

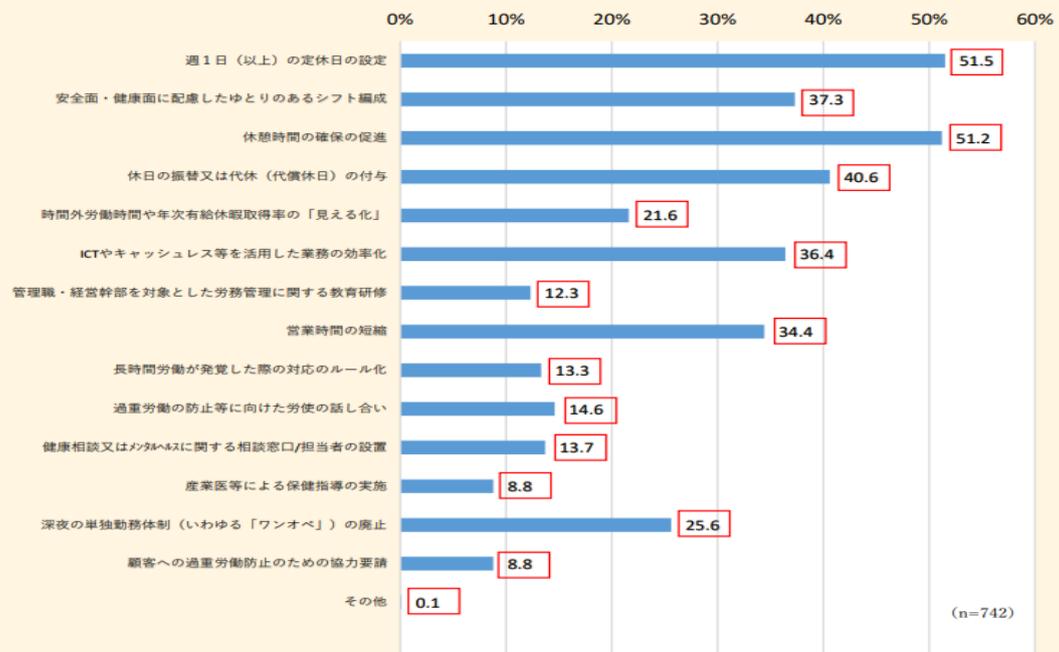


(資料出所) 令和 2 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」をもとに作成

(注) 複数回答のため、内訳の合計 (%) が 100 を超える。

正

第 1-2-26 図 過重労働の防止に向けて実施している取組（複数回答）（外食産業・企業調査）



(資料出所) 令和 2 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」をもとに作成